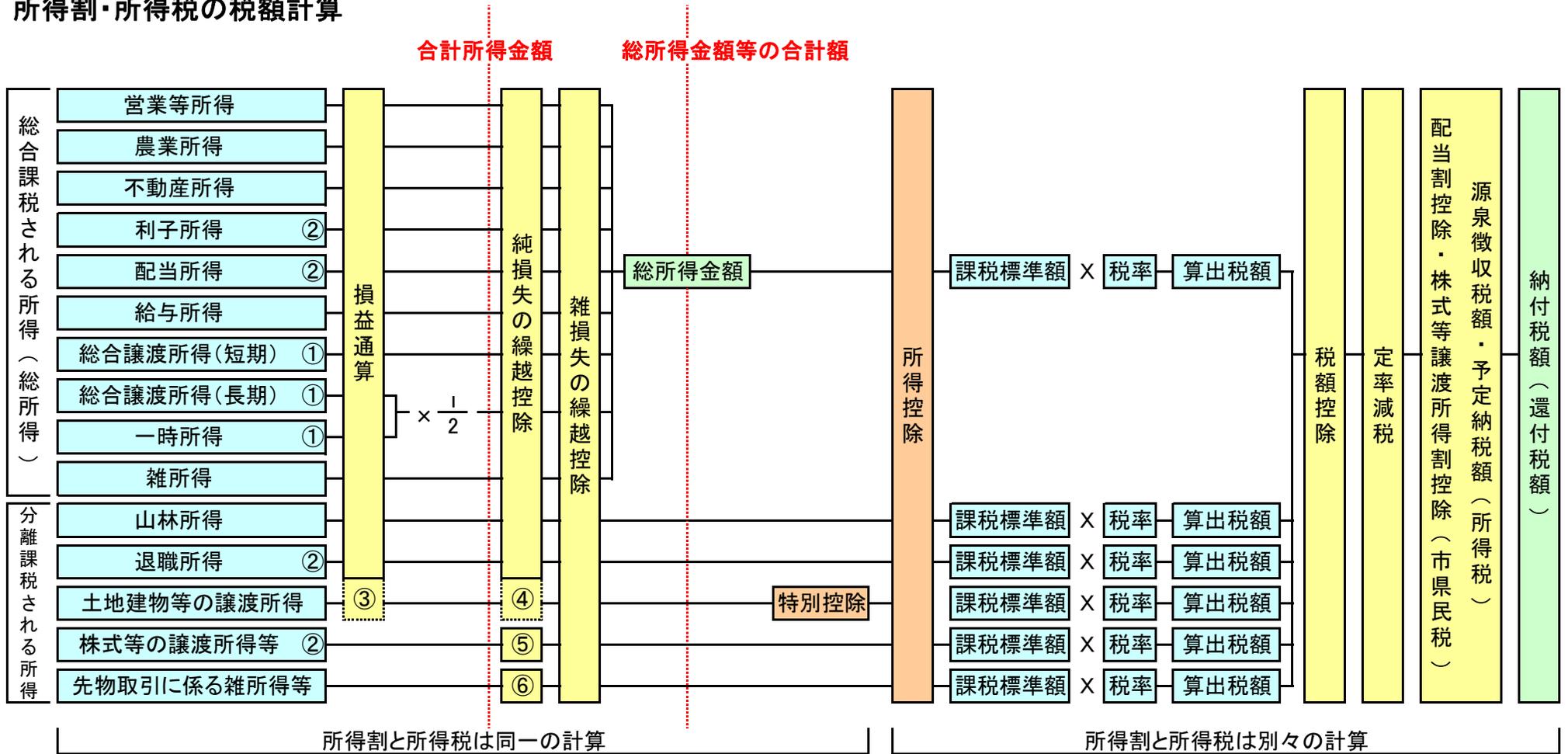


所得割・所得税の税額計算



- ①一時所得・総合譲渡所得・山林所得は、50万円の特別控除後です。
- ②利子所得・配当所得・退職所得・株式等の譲渡所得等には、特別徴収（源泉徴収）があらかじめされていて申告をする必要がない場合があります。
- ③居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算と特定居住用財産の譲渡損失の損益通算
- ④居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の繰越控除と特定居住用財産の譲渡損失の繰越控除
- ⑤上場株式等に係る譲渡損失の繰越控除
- ⑥先物取引に係る損失の繰越控除

※合計所得金額とは、損益通算をした後、純損失・雑損失などの繰越控除をする前の、総所得、山林所得、退職所得、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等の合計額のことです。

※総所得金額等の合計額とは、純損失・雑損失などの繰越控除をした後、土地建物等の譲渡所得に関する特別控除をする前の、総所得、山林所得、退職所得、土地建物等の譲渡所得、株式等の譲渡所得等、先物取引に係る雑所得等の合計額のことです。